

碧南市水防計画の主な修正事項（案）

1 趣旨

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものあり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

2 修正の方針

(1) 愛知県の水防計画の修正の反映

ア 愛知県の取り組みに係る修正

イ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

ウ 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等による修正

(2) 碧南市各部局における活動の反映、表記の整理等

3 主な修正点

(1) 水防計画（案）

ア 用語の定義について、記述が修正されたため、関係する箇所を修正（県）

イ 水防本部設置場所が変更となったため、関係する箇所を修正（市）本編 P. 7

ウ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴い、警戒レベル表記を追加した洪水予報発表への変更（国）

本編 P. 29

エ 危機管理型水位計設置に伴い、水位計情報の追記（国）

本編 P. 34

オ 津波災害警戒区域が指定されたため、関係箇所の記述修正（県）

本編 P. 50

(2) 資料編（案）（市）

ア 資料 1 非常配備体制の班編成について、修正

イ 資料 2 非常配備体制の役割について、修正

ウ 資料 1 1 一時退避場所について、特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑を追加

エ 資料 1 2 洪水浸水想定区域内要配慮者施設について、加除修正

津波災害警戒区域が指定されてことにより、津波浸水想定区域内要配慮者施設について、新規掲載

※（国）国による改正のもの、（県）県による改正のもの、（市）市による改正のもの